



神奈川県労働局発表

平成29年4月27日

(担当)

神奈川県労働基準部賃金室

賃金室長 中川 伸人

賃金指導官 中原 隆之

045 211 7354 (直通)

## 神奈川県最低賃金に関する 監督指導結果について

- 違反率は13.2%、未満労働者の約65%が女性、  
約70%がパート・アルバイト -

神奈川県労働局(局長 姉崎 猛)は、平成29年1月~3月に神奈川県労働局管下12の労働基準監督署で最低賃金違反の確認を主な目的とした監督指導を行い、その結果をとりまとめました。本年は飲食業、卸小売業を中心として658事業場(昨年比20.8%増)について、実施しました。

違反事業場は87事業場で、違反率は13.2%でした。

最低賃金未満労働者のうち、女性は64.4%、パート・アルバイトは70.7%となっています。

最低賃金額を支払っていない主な理由の47.1%は、「適用される最低賃金額を知らなかった」としています。

\* 地域別最低賃金は最低賃金法に基づき、各都道府県別に金額が定まっており、それより低い金額で就労させることはできません。

参考資料

( 1 ) 違反率の年別推移

神奈川県と全国の、最低賃金監督の違反率の推移は次のとおりです。

実施年	神奈川	全国	神奈川県最低賃金	前年からの引上げ額
18年	7.6%	6.8%	712	+ 4
19年	5.4%	6.9%	717	+ 5
20年	3.5%	6.7%	736	+ 19
21年	6.5%	8.5%	766	+ 30
22年	10.4%	7.8%	789	+ 23
23年	20.4%	10.4%	818	+ 19
24年	17.4%	8.3%	836	+ 18
25年	12.3%	9.6%	849	+ 13
26年	12.4%	10.7%	868	+ 19
27年	13.0%	11.6%	887	+ 19
28年	16.7%	13.3%	905	+ 18
29年	13.2%	-	930	+ 25

( 2 ) 業種別違反状況

違反事業場は 87 事業場で、違反率は卸小売業で 10.6%、飲食業で 16.5%となっています。

( 3 ) 最低賃金未満労働者の状況等

最低賃金額未満の労働者 ( 270 人 ) の性別、年齢、規模等の状況は以下のとおりです。

性別、年齢等

- ・ 女性労働者                    174 人      64.6%
- ・ パートタイム労働者      191 人      70.7%
- ・ 65 歳以上の労働者        92 人        34.1%

監督実施 事業場労働者数	うち女性	最低賃金未満労働者数								
		うち18歳未満	うち65歳以上	うち女性	うちパート・アルバイト	うち障害者	うち外国人	うち技能実習生	うち派遣労働者	
8904	5204	270	8	92	174	191	1	9	0	39
	58.4%	3.0%	3.0%	34.1%	64.4%	70.7%	0.4%	3.3%	0.0%	14.4%

違反事業場の規模と違反労働者数

- ・労働者数 5 人未満の事業場      84 人      31.1%
- ・労働者数 5～9 人の事業場      26 人      9.6%
- ・労働者数 10～29 人の事業場      95 人      35.2%
- ・労働者数 30～49 人の事業場      57 人      21.1%
- ・労働者数 50 人以上の事業場      8 人      3.0%

事業場規模	1 - 4人	5 - 9人	10 - 29人	30 - 49人	50人以上	合計
最低賃金未満労働者数	84	26	95	57	8	270
	31.1%	9.6%	35.2%	21.1%	3.0%	-

( 4 ) 最低賃金を支払っていない理由

最低賃金額以上の賃金を支払っていない主な理由は以下のとおりです。

- ・適用される最低賃金を知らなかった      ( 41 件、47.1% )
- ・高齢者には適用がないと思っていた。      ( 10 件、11.5% )
- ・賃金を時間額に換算して比較していなかった      ( 19 件、21.8% )